備考

一、本表は関東軍司令官管理の動員（応急動員）令の伝達系統を示す、然らざる場合の動員（応急動員）令は特に示す場合の外本系統に準じ業務上必要の最小限の範囲に止むるものとす

二、本表の符号左の如し

—— 動員（応急動員）令伝達系統

- - - 召集令状の送達系統

三、本表に於て特に伝達責任部隊長名を指定せざるものは被伝達部隊駐屯地の駐屯地司令官之を伝達するものとす

四、本表の外新に関東軍経理部出張所、関東軍野戦兵器（航空）廠支廠又は出張所及関東陸軍倉庫支庫その他の部隊を設けたる時は其の駐屯地の駐屯地司令官は本表系統に準じ伝達の責に任ずるものとす

五、要塞戦備令の伝達、通報は本表に準ず、但し地方関係は関東長官及関東州内各民政署長のみとす

六、新京以外の部隊及民政署長、警察署長及領事館には電報を以て伝達す

七、関東州内の民政署長は管内警察署長に通報す